

大気汚染防止の手引き

《解体等工事編》

広島市

令和8年1月

目 次

1	はじめに	3
1. 1	石綿（アスベスト）	3
1. 1. 1	石綿（アスベスト）とは	3
1. 1. 2	石綿（アスベスト）の使用状況	3
1. 1. 3	大気汚染防止法による解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の変遷	3
1. 2	大気汚染防止法による解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の概要図	4
1. 3	用語等の説明	5
2	建築物等の解体等工事における法規制	6
2. 1	解体等工事開始前	6
2. 1. 1	事前調査	6
2. 1. 2	作業計画	11
2. 1. 3	元請業者等から下請負人への説明	11
2. 1. 4	掲示	11
	（一覧表）解体等工事着工前に作成する記録等に関する必要項目	12
2. 1. 5	特定粉じん排出等作業の届出	13
2. 1. 6	計画変更命令	13
2. 2	石綿除去作業時	14
2. 2. 1	作業基準の遵守	14
2. 2. 2	特定建築材料の除去の方法	16
2. 2. 3	作業基準適合命令等	16
2. 2. 4	下請負人に対する元請業者の指導	17
2. 3	石綿除去作業後	17
2. 3. 1	特定粉じん排出等作業に関する結果の報告	17
2. 3. 2	特定粉じん排出等作業に関する結果の記録及び保存	17
	（一覧表）解体等工事着工後に作成する記録等に関する必要項目	18
3	報告徴収・立入検査	20
4	届出窓口	21
5	石綿（アスベスト）に関する相談窓口等	21
6	様式	22

手引き中★印のあるものについては、罰則規定が設けられています。

特定工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人も罰則等の対象となります。

届出書の様式は広島市ホームページをご覧ください。（ページ番号:1011865）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kankyo/1006007/1026630/1026632/1011865.html>



1 はじめに

本手引きは、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を行う場合の、大気汚染防止法の石綿飛散防止に関する規制の概要と留意事項を示したものです。

1. 1 石綿（アスベスト）

1.1.1 石綿（アスベスト）とは

石綿とは、天然にできた鉱物繊維であり、熱に強く、摩擦に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であることから、「奇跡の鉱物」や「魔法の鉱物」と呼ばれていました。

石綿の用途は、およそ 3000 種、うち 8 割は建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート等）として昭和 30 年頃から使用が一般化し、工場等から一般住宅まで、広く使用されてきました。

石綿は、吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こす原因となるため、現在日本では製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用された石綿の多くは、現在も建築物等に残存しており、解体等工事に伴って大気中に飛散するおそれがあります。

1.1.2 石綿（アスベスト）の使用状況

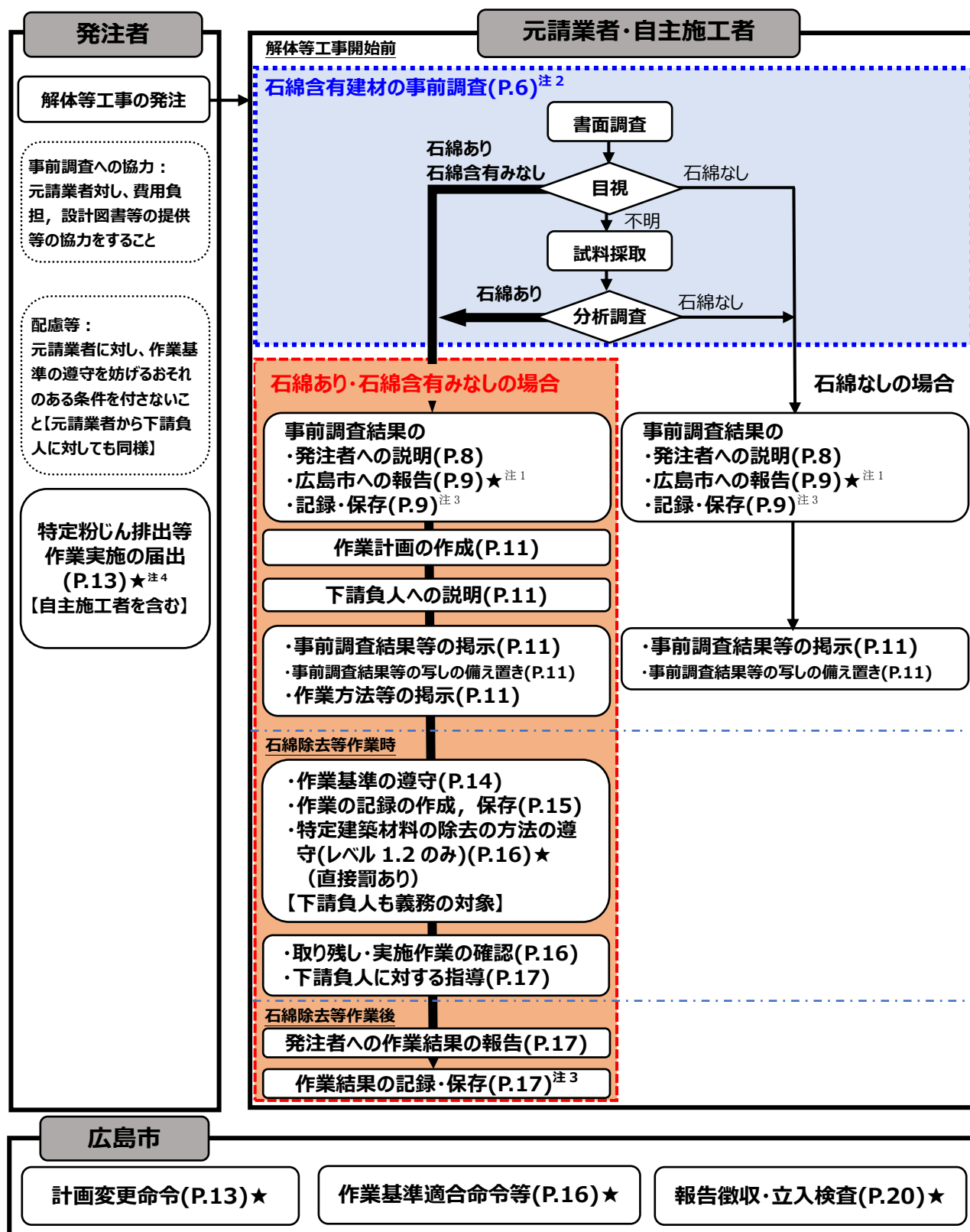
高度経済成長期を最需要期として、過去 50 年に輸入・生産された石綿は約 1000 万トンと推定されている。このうち、約 800 万トンが建築材料として使用され、うち約 700 万トンが石綿含有成形板等に使用されたと推定されています。

石綿の使用は、昭和 50 年から労働安全衛生法において石綿を 5 %を超えて含有する吹付作業を原則禁止しており、以降、規制が順次強化され、平成 18 年以降全面的に使用禁止となっています。

1.1.3 大気汚染防止法による解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の変遷

年	概要
平成元年 (1989)	石綿を特定粉じんとし、特定粉じん発生施設の届出、石綿製品製造／加工工場の敷地境界基準を 10 本／リットルと規定
平成 8 年 (1996)	特定建築材料（吹付け石綿）を使用する一定要件をみたす建築物の解体・改造・補修する作業が「特定粉じん排出等作業」となり、解体等工事に係る届出、作業基準の遵守等を義務付け
平成 17 年 (2005)	石綿含有建材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル 2 建材）の規制対象への追加並びに工事の規模要件の撤廃
平成 18 年 (2006)	特定建築材料が使用されている工作物の解体工事についても届出、作業基準の遵守等を義務付け
平成 25 年 (2013)	特定粉じん排出等作業の実施の届け出義務者を受注者から発注者に変更、解体工事前の調査の実施・調査結果の説明、報告及び検査の対象拡大等、規制を強化
令和 3 年 (2021)	規制対象を全ての石綿含有建材に拡大、調査方法を法定化、調査に関する記録の作成・保存の義務付け、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設、下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加、作業結果の発注者への報告の義務付け、作業記録の作成・保存の義務付け
令和 4 年 (2022)	一定規模以上等の建築物等について石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告を義務付け
令和 5 年 (2023)	一定の知見を有する者による事前調査の実施を義務付け

1. 2 大気汚染防止法による解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の概要図



^{注1} 令和4年4月1日より施行

^{注2} 令和5年10月1日以降に着工する解体等工事における書面による調査及び目視による調査については、建築物石綿含有建材調査者等講習登録規程に規定する者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者に実施させる必要がある

^{注3} 特定工事が終了した日から3年間保存すること（事前調査に関する記録の参考様式は本手引き P30～32 参照）

^{注4} 石綿含有吹付け材、石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材がある場合に届出が必要

1. 3 用語等の説明

「法」：大気汚染防止法、「令」：大気汚染防止法施行令、「則」：大気汚染防止法施行規則

「通知」：大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（令和 2 年 11 月 30 日環水大大発第 2011301 号）

特定粉じん	石綿（法 2. 8、令 2 の 4）
建築物	全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排気、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む（通知）
工作物	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいう（通知）
建築物等	建築物その他の工作物（法 2. 11）
特定建築材料	吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料（法 2. 11、令 3 の 3）
特定粉じん排出等作業	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業（法 2. 11、令 3 の 4）
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（法 2. 12）
届出対象特定工事	特定工事のうち、石綿を多量に発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う工事
解体	建築基準法施行令第 1 条第 3 号に定める構造耐力上必要な部分の全部又は一部を取り壊す作業を行う場合が該当する
解体等工事	解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（法 18 の 15. 1）
発注者	解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のもの（法 18 の 15. 1）
元請業者	発注者から直接解体等工事を請け負った者（法 18 の 15. 1）
自主施工者	解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（法 18 の 15. 4）
下請負人	元請業者から当該特定工事の全部又は一部を請け負った他の者（その請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）（法 18 の 16. 2）
囲い込み	特定建築材料の周囲を板状の材料等で覆って密閉すること（通知）
封じ込め	特定建築材料の表面又は内部に石綿飛散防止剤を吹付け又は浸透させ、固着・固定化させること（通知）

2 建築物等の解体等工事における法規制

2. 1 解体等工事開始前

2.1.1 事前調査

建築物等の解体等工事を行う元請業者または自主施工者（以下「元請業者等」という。）は、工事を行う前に、石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

2.1.1.1 事前調査の対象等

2.1.1.1.1 「建築物」及び「工作物」の定義（通知）

- 「建築物」とは

全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含みます。

- 「工作物」とは

「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、焼却設備及びこれらの間を接続する配管等の設備等です。なお、建築物内に設置されたエレベータについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物です。

事前調査結果報告対象外の工事であっても、事前調査は実施しなければなりません。
(P.9 参照)

2.1.1.1.2 事前調査の対象（通知）

事前調査の対象は、「建築物等の解体等工事」です。

建築物等とは、建築物その他の工作物のことをいい、解体等工事とは、解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事のことをいいます。

建築物の改修工事には、模様替え、修繕のほか、建築設備（ガス・電気の供給、給水、排水、換気、冷暖房、排煙、汚水処理のための設備等を含みます。）の設置・修理・撤去等を行う場合が含まれます。

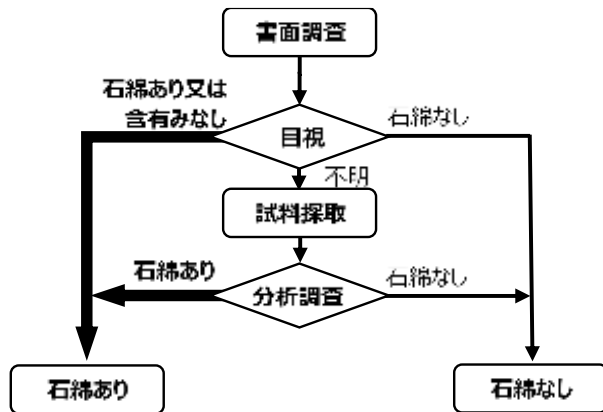
また、工作物の改修工事には、定期修理が含まれます。

以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しません。

- 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことを明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業（電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これに該当しない。）
- 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

- 国土交通省、経済産業省並びに農林水産省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された次に掲げる法令に規定される工作物の解体・改修の作業
 - a. 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 2 号に規定する外郭施設及び同項第 3 号に規定する係留施設
 - b. 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設
 - c. 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備
 - d. 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設及び同法第 4 条第 1 項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設
 - e. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
 - f. 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設
 - g. 鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 9 条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く）
 - h. 軌道法施行規則（大正 12 年内務省・鉄道省令第 9 条に規定する土工（遮音壁を除く）、土留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く）
 - i. 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（1 (1) の工作物のうち建築物に設置されているもの、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和 2 年環境省告示第 77 号）に掲げる工作物を除く。)
 - j. 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 79 条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン
 - k. 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設
 - l. ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
 - m. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 3 条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
 - n. 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）

2.1.1.2 事前調査の方法（法 18 の 15.1）



- ① 書面調査
設計図書その他書面により新築工事に着工した日、建築材料を確認します。使用されている建築材料に石綿が使用されているか否か、石綿（アスベスト）含有建材データベース等を使用した調査を行います。
- ② 目視調査
現地で各部屋・部位を網羅的に確認します（書面調査との相違等を確認）。書面調査のみで「石綿なし」と判断してはいけません。^{※1}
- ③ 分析調査
同一材料毎に代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定します。

事前調査では、①及び②を行う必要があります、これらにより石綿の有無が明らかにならなかったときは③を行うこと。①のみ、または②のみにより「石綿なし」と判断することはできません。^{※1}

2.1.1.3 調査を適切に行うために必要な知識を有する者

（令和 8 年 1 月 1 日以降に着工する解体等工事から適用）

書面による調査及び目視による調査については、建築物石綿含有建材調査者等講習登録規程に規定する次に掲げる者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者に実施させる必要があります。

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※2}
- ④ 工作物石綿事前調査者
- ⑤ 令和 5 年 9 月までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者

石綿含有建材の種類が多岐にわたる大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有建材の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。

分析調査は、厚生労働大臣が定める者等（令和 2 年厚生労働省令第 277 号）に依頼してください。

工作物の解体等工事について、令和 7 年 12 月 31 日以前に事前調査をしていても、工事着工が令和 8 年 1 月 1 日以降である場合は、有資格者による事前調査実施の義務付けの規定が適用されます。

^{※1} 平成 18 年 9 月 1 日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や、ガasket等猶予期間を設けられていた一部製品の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。

^{※2} ③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。

2.1.1.4 発注者への事前調査結果の説明（法 18 の 15.1 及び 3、則 16 の 6、則 16 の 7）

事前調査の結果は、作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事開始の 14 日前まで）に書面で元請業者から発注者へ説明する必要があります。（説明に用いる書面の参考様式は本手引き P30～32 参照）

また、解体等工事の元請業者は、発注者へ説明した書面の写しを 3 年間保存しなければなりません。

事前調査の段階では調査が困難な箇所があった場合には、当該箇所とともにその理由をあわせて説明するようにしてください。（通知）

〔説明事項〕 12 ページ 一覧表「発注者への説明」

2.1.1.5 事前調査に関する記録（法 18 の 15.3 及び 4、則 16 の 8）

解体等工事の元請業者等は、事前調査に関する記録を作成し、解体等工事が終了した日から 3 年間保存する必要があります。（記録の参考様式は本手引き P30～32 参照。電子でも可）

〔記録事項〕 12 ページ 一覧表「記録」

2.1.1.6 事前調査結果の報告（法 18 の 15.6、則 16 の 11）

★一定規模以上の工事を行う場合、元請業者又は自主施工者は、事前調査結果を遅滞なく都道府県知事（広島市内の工事の場合は広島市長）に報告しなければなりません。（様式 3 の 4 参照）

事前調査結果の報告方法

事前調査結果の報告は、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により行います。「石綿事前調査結果報告システム」では、石綿障害予防規則に基づく所管の労働基準監督署への報告を同時に行うことができます。

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

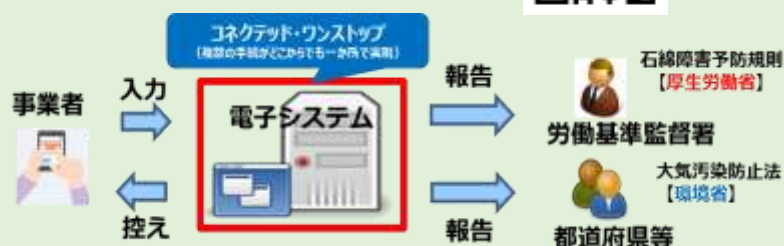


なお、システムにより報告を行うには、「gBizID」への登録が必要です。

「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。

gBizID

<https://gbiz-id.go.jp>



【報告対象となる工事】

- ① 解体部分の延べ床面積が 80 ㎡以上の建築物の解体工事^{※3}
- ② 請負金額^{※4}が税込 100 万円以上の建築物の改造または補修工事^{※3}
- ③ 請負金額^{※4}が税込 100 万円以上の特定の工作物^{※5}の解体、改造または補修工事^{※3}

- ✓ 石綿の有無によらず、上記に該当する場合には報告が必要です。
- ✓ 事前調査は、上記に該当しない場合でも実施しなければなりません。

※3 材料費も含めた解体、改造または補修の工事を同一の者が2以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを1の契約として請け負ったものとみなします。

※4 「請負金額」とは

材料費も含めた作業全体（解体等工事で生じた廃棄物の収集運搬費および処分費を含みます。）の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まませんが、消費税を含む額です。

請負契約が発生していない場合は、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で方向の必要有無を判断してください。

工作物の解体と新築工事を同一の契約で実施する場合、新築工事に該当する費用も含みます。

※5 「特定の工作物」とは

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物は以下に掲げるものです。（令和2年環境省告示第77号）

- ① 反応槽
- ② 加熱炉
- ③ ボイラー及び圧力容器
- ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。農業用パイプラインを含み、水道管は含まない。）
- ⑤ 焼却設備
- ⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- ⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- ⑧ 変電設備
- ⑨ 配電設備
- ⑩ 送電設備（ケーブルを含む。送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告がある。）
- ⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備は除く。）
- ⑫ トンネルの天井板（トンネルには鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設及び軌道法による鉄道施設は含まない。）
- ⑬ プラットホームの上家
- ⑭ 遮音壁
- ⑮ 軽量盛土保護パネル
- ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く）

上記のうち、①～⑩の解体等工事に係る事前調査は工作物石綿事前調査者のみが実施することができます。

2.1.2 作業計画

(法 18 の 14、則 16 の 4.1)

特定粉じん排出等作業を行う際、元請業者又は自主施工者は、届出対象特定工事ではない場合でも、作業開始前に作業計画を作成し、計画に基づいて特定粉じん排出等作業を行う必要があります。

[作業計画事項] ☞ 12 ページ 一覧表「作業計画」

2.1.3 元請業者等から下請負人への説明

(法 18 の 16.3、則 16 の 11)

特定工事の元請業者等又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法等を説明する必要があります。

「説明」の形式は特定されていませんが、請負契約の書面に記載するなど文書によって説明するようにしてください。(通知) (説明に用いる書面の参考様式は本手引き P30～32 参照)

[説明事項] ☞ 12 ページ 一覧表「説明」

2.1.4 掲示

2.1.4.1 事前調査結果の掲示と写しの備え置き (法 18 の 15.5、則 16 の 10)

解体等工事の元請業者等は、事前調査に関する記録の写しを当該解体工事の現場に備え置くとともに、公衆の見やすい場所に掲示板 (日本産業規格 A 3 以上) を作業開始前に設ける必要があります。当該掲示については、解体等の作業の開始から終了までの工事期間を通して行う必要があります。

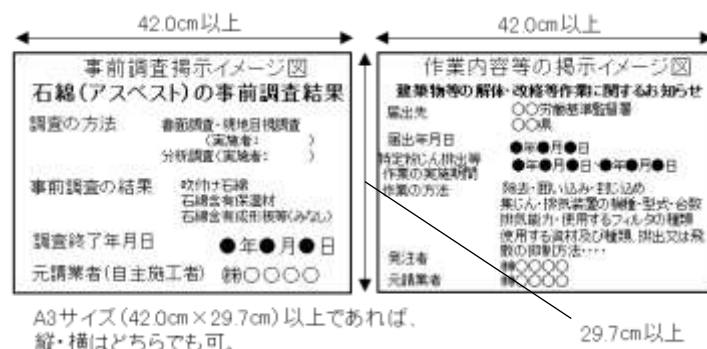
なお、「現場に備え置く」とは、解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等に備え置くだけでなく、工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態であれば差し支えありません。(通知)

[掲示事項] ☞ 12 ページ 一覧表「掲示」

2.1.4.2 特定粉じん排出等作業に係る掲示 (法 18 の 14、則 16 の 4.②)

特定工事の元請業者等は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に掲示板 (日本産業規格 A 3 以上) を設ける必要があります。

[掲示事項] ☞ 12 ページ 一覧表「作業内容の掲示」



掲示イメージ図

(一覧表) 解体等工事着工前に作成する記録等に関する必要項目

○：必要項目 ◎：特定工事の場合の必要項目 ●：届出対象特定工事の場合の必要項目 ▲：令和5年10月1日以降必要項目	事前調査結果			特定粉じん排出等作業	
	発注者への説明	記録※6	掲示	作業計画	作業内容の掲示
作成者	元請業者	元請業者又は自主施工者			
保存期間	—	※7	—	—	—
事前調査の結果	○		○		
建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠		○			
事前調査を終了した年月日	○	○	○		
事前調査の方法	○	○	○		
書面調査及び目視調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が事前調査を行うために必要な知識を有する者であることを明らかにする事項	▲				
解体等工事・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		○		◎	◎
解体等工事・特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			○		◎
解体等工事・特定工事の場所		○		◎	
解体等工事の名称及び概要		○			
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日		○			
解体等工事に係る建築物等の概要		○			
解体等工事が建築物等を改造し、または補修する作業を伴う建設工事に該当する場合、当該作業の対象となる建築物等の部分		○			
分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに調査を行ったものの氏名及び所属する機関又は法人の名称		○			
書面調査及び目視調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が事前調査を行うために必要な知識を有する者であることを証明する書類の写し		▲			
特定建築材料の種類	◎		◎	◎	
特定建築材料の使用箇所及び使用面積	◎			◎	
特定粉じん排出等作業の種類	◎			◎	
特定粉じん排出等作業の実施の期間	◎			◎	◎
特定粉じん排出等作業の方法	◎			◎	◎
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	●				
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	●			◎	
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	◎			◎	
特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	◎			◎	◎
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	●			◎	
届出年月日及び届け出先					●

※6 事前調査結果の記録項目のほか、発注者への説明書面の写しを合わせて保存する。

※7 解体工事終了日から3年間

2.1.5 特定粉じん排出等作業の届出

(法 18 の 17)

★発注者又は自主施工者は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込めまたは囲い込みを行う場合は、作業開始^{※8}の 14 日前までに^{※9}特定粉じん排出等作業実施届出書を 2 部（正本・控え）提出する必要があります。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合には、速やかに届け出てください。

特定粉じん排出等作業実施届出書(様式 3 の 5 参照)には、次に掲げる書類を添付してください。

[添付書類一覧]

- ① 建築物等の見取図〔届出書備考 1（特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図）〕
- ② 建築物等の付近見取図〔則 10 の 4.2.1（特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況）〕
- ③ 特定工事の工程の概要を明示した工事工程表〔則 10 の 4.2.2（特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要）〕
- ④ 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図〔届出書別紙備考 4〕
- ⑤ 吹付け面積、粉じん飛散防止処理等薬品量及び排気風量を示した計算書
- ⑥ 石綿の粉じん飛散防止措置（隔離養生、石綿の湿潤化等）を示した資料
- ⑦ 作業場で使用する資材、保護具等の説明資料
- ⑧ 石綿の粉じん濃度測定（測定箇所、測定業者等）の説明資料
- ⑨ 石綿作業主任者技能講習修了証等の写し
- ⑩ 緊急時の連絡体制を記載したもの（電話番号及び連絡先）
- ⑪ 表示・掲示板の説明資料（内容及び表示位置）
 - ・ 事前調査結果等の掲示[法 18 の 15.5]
 - ・ 作業方法等の掲示[則 16 の 4.1.2]
- ⑫ 作業場の負圧状態の確認、石綿粉じん漏えい監視のための機器等の作業点検管理票・記録票

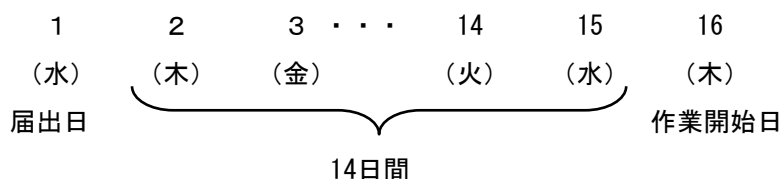
2.1.6 計画変更命令

(法 18 の 18)

広島市長は、特定粉じん排出等作業実施の届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 14 日以内に限り、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができます。（災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合を除く。）

※8 「作業開始」とは、石綿除去等に先立って行う足場の設置、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置などの石綿飛散防止のための一連の作業の開始をいいます。

※9 「14 日前までに」とは「中 14 日をあける」ことを意味します。



2. 2 石綿除去作業時

2.2.1 作業基準の遵守

(法 18 の 14、法 18 の 20)

特定粉じん排出等作業に係る作業基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに定められています。

特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければなりません。

2.2.1.1 除去に係る作業基準（則 16 の 4.6）

1 吹付け石綿^{※10}及び石綿含有断熱材等を除去する作業	
「石綿含有断熱材等」：石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材	
☐	特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離にあたっては、作業場の出入口に前室を設置すること。
☐	作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
☐	除去する特定建築材料を薬液等 ^{※11} により湿潤化すること。
2 石綿含有断熱材等をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの	
☐	特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
☐	除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
3 石綿含有仕上塗材	
☐	除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（下記の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）
	電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。
☐	(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
☐	(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
4 石綿含有成形板等（石綿含有けい酸カルシウム板第一種を除く。）	
☐	特定建築材料を、切断、破砕等 ^{※12} することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
☐	上記の方法により特定建築材料を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
5 石綿含有けい酸カルシウム板第一種	
☐	特定建築材料を、切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
	上記の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。
☐	(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
☐	(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
1～5 共通	
☐	除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。（養生を行ったときは、養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。）

※10 石綿含有吹付けパーライト及び石綿吹付けバーミキュライト（ひる石）を含む。（通知）

※11 水や剥離剤による湿潤化を含む。（通知）

※12 「切断、破砕等」には、作業時に石綿の飛散の恐れがある場合の振動も含まれる。（通知）

2.2.1.2 囲い込み・封じ込めに係る作業基準（則 16 の 4.6）

☐	当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。
☐	吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、これらの建築材料をかき落とし、切断又は破碎の方法で除去する作業に係る作業基準を遵守すること。

2.2.1.3 作業の記録に係る作業基準（則 16 の 4.3、4.4）

特定工事の元請業者等又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存しなければなりません。

本市では、届出対象特定工事終了後に、完了報告書として、記録の提出をお願いしています。

確認の種類	タイミング・頻度	確認の方法等
集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	<u>粉じんを迅速に測定できる機器</u> ・デジタル粉じん計 ・パーティクルカウンター ・繊維状粒子自動測定器 （リアルタイムファイバーモニター） <u>確認事項</u> 作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと
	除去等を行う日の開始後	
	集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合	
	その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）	
作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認	除去等を行う日の作業開始前	<u>確認の方法</u> ・微差圧計による測定 ・目視による空気の流れの確認 <u>確認事項</u> 負圧が確保されていること
	作業中断時（休憩や当日の作業終了で退室した時）	

異常が認められた場合は作業を中止し、装置の補修その他必要な措置を講ずる。

特定工事の元請業者は、上記「作業基準」に基づき各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が「2.1.2 作業計画」で作成した作業計画に基づき適切に行われているか確認しなければなりません。

[記録事項] 18 ページ 一覧表「実施状況の記録」

2.2.1.4 取り残し等の確認に係る作業基準（則 16 の 4.5）

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせなければなりません。

除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者※¹³

【建築物】 調査者等事前調査の知識を有する者又は石綿作業主任者

【工作物】 石綿作業主任者

2.2.2 特定建築材料の除去の方法

（法 18 の 19、則 16 の 12～則 16 の 14）

★届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における吹付け石綿並びに石綿含有断熱材等に係る特定粉じん排出等作業について、次に掲げる方法により行わなければなりません。



次の規定に違反した場合、当該行為をした者には直接罰が適用されることがあります。

当該特定建築材料の建築物等からの除去	
☐	当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法
☐	当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法
☐	上記に準ずるものとして、日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置と使用方法と同等以上の効果を有する方法
当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理	
☐	当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であって、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法 ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法

2.2.3 作業基準適合命令等

（法 18 の 21）

★広島市長は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができます。

※¹³ 「解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）」は、排出され又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら確認を行うことができる。

2.2.4 下請負人に対する元請業者の指導

(法 18 の 22)

特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければなりません。

2. 3 石綿除去作業後

2.3.1 特定粉じん排出等作業に関する結果の報告

(法 18 の 23.1、則 16 の 15.1)

特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告する必要があります。

特定粉じん排出等作業が完了する時点と工事全体が完了する時点が異なる場合には、工事全体が完了する前であっても報告する必要があります。(通知)

[報告事項] 18 ページ 一覧表「発注者への作業完了結果の報告」

2.3.2 特定粉じん排出等作業に関する結果の記録及び保存

(元請業者：法 18 の 23.1、則 16 の 15.2)

(自主施工者：法 18 の 23.2、則 16 の 16)

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、記録を作成し、特定工事が終了した日から 3 年間保存する必要があります。(記録の保存は電子でも可)

[記録事項] 18 ページ 一覧表「作業完了結果の記録」

(一覧表) 解体等工事着工後に作成する記録等に関する必要項目

○：必要項目		特定粉じん排出等作業		
		実施状況の記録	発注者への作業完了結果の報告	作業完了結果の記録※14
作成者		実際の作業実施者 (施工の分担関係に応じて)	元請業者	元請業者 又は自主施工者
保存期間		特定工事終了まで	—	特定工事終了後 3年間
特定粉じん排出等 作業の実施状況	確認年月日	○※15		○※15※16
	確認方法	○※15		○※15
	確認結果(確認結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容)	○※15		○※15※16
	確認者氏名	○※15		○※15※16
特定粉じん排出等作業が完了した年月日			○	
特定粉じん排出等作業の実施状況の概要			○	
特定建築材料の除去等の作業の完了確認を目視により行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項			○	
特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所				○
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				○
特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名				○
特定工事の場所				○
特定粉じん排出等作業の種類				○
特定粉じん排出等作業を実施した期間				○
特定建築材料の除去等の作業の完了確認を目視により行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し				○

※14 作業完了結果の記録のほか、発注者への作業完了結果の報告書面の写しを合わせて保存する。

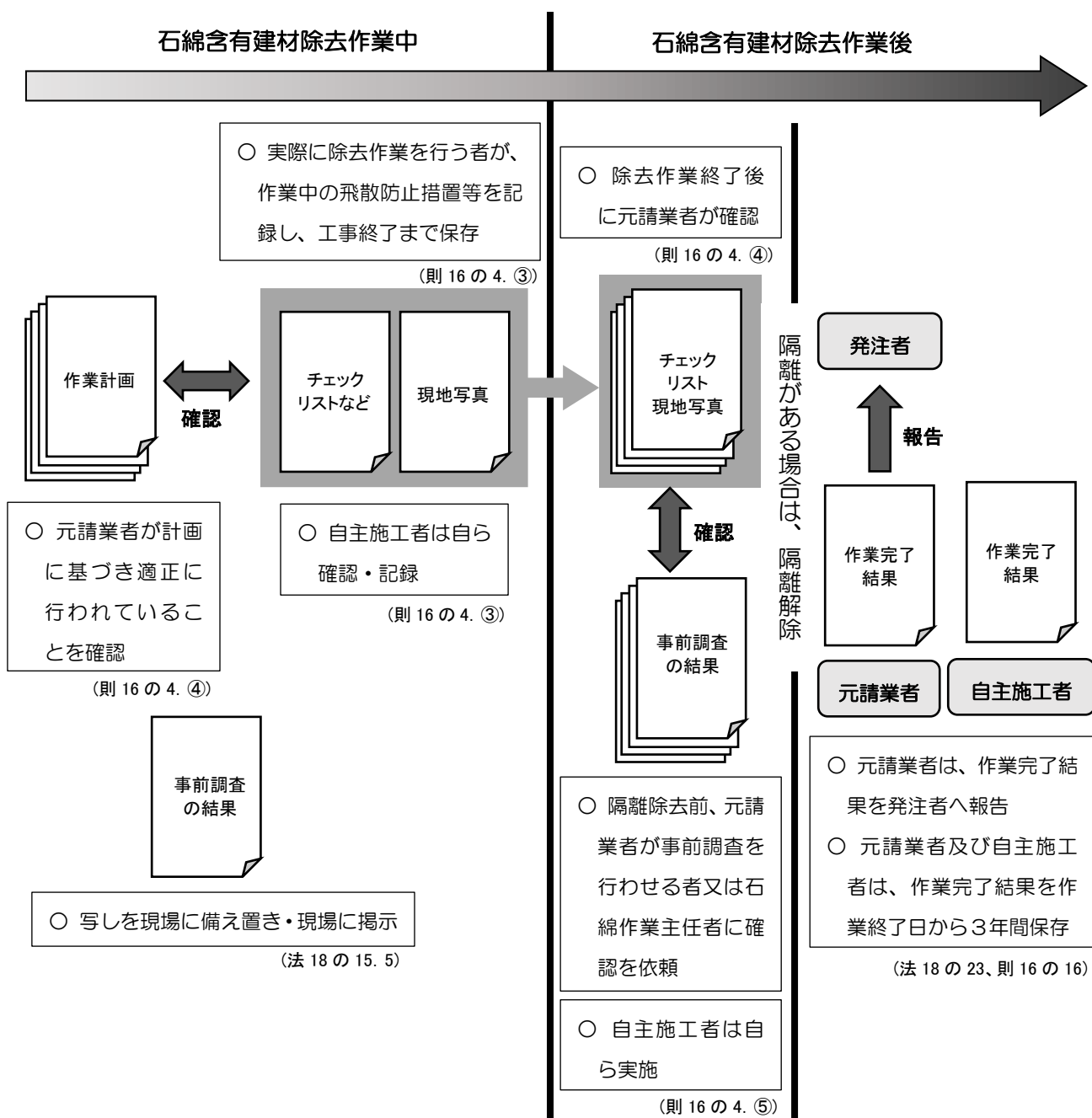
※15 負圧隔離等を伴う作業の場合は、次の確認作業に係る事項を含む。

- ・集じん・排気装置が正常に稼働することの確認、作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認
- ・特定建築材料の除去後、隔離を解くに当たって作業場内の清掃等を実施し、特定粉じんが大気中に排出又は飛散するおそれがないことの確認

※16 「特定建築材料の除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者」による特定建築材料の除去等完了の確認を含む。

(参考) 石綿含有建材の除去作業が適切に終了したことの確認のイメージ

「大気汚染防止法及び政省令の改正について」(環境省 令和2年10月)より抜粋



3 報告徴収・立入検査

(報告徴収：法 26、令 12.7 及び令 12.8)

★広島市長は、解体等工事の発注者に対し、石綿含有建材の事前調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果について、解体等工事の元請業者に対し石綿含有建材の事前調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果について、自主施工者に対し石綿含有建材の事前調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果について、下請負人に対し特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果（当該解体等工事における施工の分担関係に応じた範囲に限る。）について、それぞれ報告を求めることができます。

(立入検査：法 26、令 12.8)

★広島市長は、その職員に、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物、関係帳簿書類並びに特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）を検査させることができます。

4 届出窓口

○大気汚染防止法に基づく届出

広島市 環境局 環境保全課 大気騒音係

☎（０８２）５０４－２１８７（ダイヤルイン）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

○石綿障害予防規則に基づく届出

機関名	管轄区域	電話番号
広島中央労働基準監督署	中区、東区、南区、西区、安芸区	082-221-2459
広島北労働基準監督署	安佐南区、安佐北区	082-812-2115
廿日市労働基準監督署	佐伯区	0829-32-1155

5 石綿（アスベスト）に関する相談窓口等

○「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付の申請

広島市 健康福祉局 保健部 医療政策課

☎（０８２）５０４－２１７８（ダイヤルイン）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

○民間建築物吹付けアスベスト除去等補助制度

広島市 都市整備局 指導部 建築指導課

☎（０８２）５０４－２２８８（ダイヤルイン）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

○アスベストの分析機関

広島市に所在する分析機関は以下の表のとおりです。

機関名	電話番号	住所
一般財団法人広島県環境保健協会	082-293-0163	広島市中区広瀬北町 9-1
株式会社エヌ・イーサポート	082-272-9000	広島市西区己斐本町 3-13-16
中外テクノス株式会社環境事業本部	082-295-2237	広島市西区横川新町 9-12
富士企業株式会社	082-923-9957	広島市佐伯区楽々園 4-6-19
ラボテック株式会社	082-921-5531	広島市佐伯区五日市中央 6-9-25

6 様式

様式第3の4

事前調査結果報告書

年 月 日

広島市長

氏名又は名称及び住所並びに
報告者 法人にあっては、その代表者
の氏名 〒 -
電話番号
メールアドレス

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	〒 -		
解体等工事の場所	〒 - 広島市 区		
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	※整理番号	
		※受理年月日	年 月 日
特定粉じん排出等作業の開始時期		※審査結果	
建築物等の設置の工事に着手 した年月日	年 月 日		
建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） （木造・RC造・S造・その他） 延べ面積 m ² 階数（地上 階、地下 階）		
	その他工作物		
解体の作業の対象となる 床面積の合計		※備考	
解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日	年 月 日		
書面による調査及び目視に よる調査を行った者	氏 名	(一般・特定・一戸建て等・その他)	
	講習実施機関の 名称		
分析による調査を行った箇所			
分析による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又 は法人の名称			

建 築 材 料 の 種 類	事 前 調 査 の 結 果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿 有	みな し	石綿 無	①目視 ②設計図書等（④を除く。） ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日				
吹付け材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
保 温 材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
煙突断熱材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
耐火被覆材（吹付け材を 除き、けい酸カルシウム 板第2種を含む。）	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
仕上塗材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
スレート波板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
スレートボード	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
押出成形セメント板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
パルプセメント板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
ビニル床タイル	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
窯業系サイディング	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
石膏ボード	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
その他の材料	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐

- 備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建築工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
- 2 講習実施機関の名称の欄には、書類による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規定に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
- 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

記入例（建築物）

事前調査結果報告書

西暦でご記入ください

2022 年 4 月 1 日

広島市長

氏名又は名称及び住所並びに
報告者 法人にあっては、その代表者
の氏名

電話番号

メールアドレス

広島建設株式会社
代表取締役 石綿 太郎
〒 000-0000
広島市中区〇〇1-1
000-000-0000
xxx-yy@xx.yy.zz

1 法人名
2 代表者氏名
3 郵便番号
4 住所
の順にご記入
ください

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	環境株式会社 石綿 花子 〒 111-1111 広島市東区〇〇1-1			郵便番号も ご記入ください
解体等工事の場所	〒 222-2222 広島市南区〇〇1-1 石綿ビル			
解体等工事の名称	10階建てマンション解体工事			
解体等工事の概要	10階建てビルの解体工事 担当者: 広島 次郎			
解体等工事の実施の期間	自 2022 年 6 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	※整理番号		
		※受理年月日	年 月 日	
特定粉じん排出等作業の開始時期	2022 年7月中旬頃	※審査結果		
建築物等の設置の工事に着手 した年月日	1980 年 1 月 1 日			
建築物等の概要	建築物（耐火 RC造 ・その他） （木造 RC造 ・S造・その他） 延べ面積 500 m ² 階数（地上10階、地下2 階） その他工作物			
解体の作業の対象となる 床面積の合計	500 m ²	※備考		
解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計		建築物の解体時		
事前調査を終了した年月日	2022 年 2 月 28 日	建築物の改造または補修時		
書面による調査及び目視に よる調査を行った者	氏 名	事前 一部		
	講習実施機関の 名称	〇〇センター 一般 ・特定・一戸建て等・その他		
分析による調査を行った箇所	外壁、10F 天井			
分析による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又 は法人の名称	分析 次子 石綿分析株式会社			
分析を行った場合 ご記入ください				

記入例 (建築物)

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	①目視	②設計図書等 (④を除く。)	③分析	④建築材料製造者による	⑤建築材料の製造
吹付け材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
保温材	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
煙突断熱材	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
屋根用折版断熱材	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
耐火被覆材 (吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
仕上塗材	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スレート波板	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スレートボード	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐
押出成形セメント板	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐
パルプセメント板	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐
ビニル床タイル	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐
窯業系サイディング	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
石膏ボード	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ロックウール吸音天井板	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
その他の材料	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

建築材料自体が存在しない場合は、空欄となります。

石綿無と判断した場合は、判断の根拠にマークしてください。

- 備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建築工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
- 2 講習実施機関の名称の欄には、書類による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規定に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
- 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

記入例（工作物）

事前調査結果報告書

西暦でご記入ください

2022 年 4 月 1 日

広島市長

氏名又は名称及び住所並びに
報告者 法人にあっては、その代表者の氏名
電話番号
メールアドレス

広島建設株式会社
代表取締役 石綿 太郎
〒 000-0000
広島市中区〇〇1-1
000-000-0000
xxx-yy@xx.yy.zz

1 法人名
2 代表者氏名
3 郵便番号
4 住所
の順にご記入
ください

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します

解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	環境株式会社 石綿 花子 〒 111-1111 広島市東区〇〇1-1			郵便番号も ご記入ください
解体等工事の場所	〒 222-2222 広島市南区〇〇1-1			
解体等工事の名称	南区〇〇反応槽解体工事			
解体等工事の概要	反応槽の解体工事 担当者: 広島 次郎			
解体等工事の実施の期間	自 2022 年 6 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	※整理番号		
特定粉じん排出等作業の開始時期	2022年7月中旬頃	※受理年月日		年
建築物等の設置の工事に着手 した年月日	1980 年 1 月 1 日	※審査結果		
建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） （木造・RC造・S造・その他） 延べ面積 m ² 階数（地上 階、地下 階） その他工作物 反応槽	工作物の種類 反応槽 加熱炉 ボイラー 及び圧力容器 配管設備 焼却設備 煙突 貯蔵設備 発電設備 変電設備 配電設備 送電設備 トンネル の天井板 プラットホーム の上家 遮音壁 軽量盛土保護パネル 鉄道の駅の地下式 構造部分の壁 及び天井板 船舶 のいづれかを記入 ください		
解体の作業の対象となる 床面積の合計		※備考		
解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計	2000 万円			
事前調査を終了した年月日	2022 年 2 月 28 日			
書面による調査及び目視に よる調査を行った者	氏 名 講習実施機関の 名称	事前 一部 〇〇センター （一般・特定・一戸建て等・その他）		
分析による調査を行った箇所	外壁、10F 天井			
分析による調査を行った者の 氏名及び所属する機関又は 法人の名称	分析 次子 石綿分析株式会社			

分析を行った場合
ご記入ください

記入例（工作物）

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	①目視	②設計図書等（④を除く。）	③分析	④建築材料製造者による証明	⑤建築材料の製造年
吹付け材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
保温材	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
煙突断熱材	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
屋根用折版断熱材	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。）	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
仕上塗材	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スレート波板	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スレートボード	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐
押出成形セメント板	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐
パルプセメント板	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐
ビニル床タイル	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐
窯業系サイディング	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
石膏ボード	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ロックウール吸音天井板	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
その他の材料	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

建築材料自体が存在しない場合は、空欄となります。

石綿無と判断した場合は、判断の根拠にマークしてください。

- 備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建築工事の場合、解体、改造又は補修の作業の諸費代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
- 2 講習実施機関の名称の欄には、書類による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規定に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
- 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第3の5

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

広島市長

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては、その代表者の氏名

届出者

電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	※整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※受理年月日	年 月 日
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	※審査結果	
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 m ² (階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施行者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
事項	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

備考1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。

2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置		除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m^3/min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

備考1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m^3) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書 兼 保存書面

①発注者 住所
氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様

元請業者 住所
氏名
（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
電話番号

③解体等工事の場所・工事名称		工事場所：	
		工事名称：	
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥工事対象建築物等の新築時の着工年月日、又は、補修歴がある場合の補修に着工した年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 ・ 不明		
⑦建築物等の概要	☐ 建築物 （ ☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他（ ） （ ☐ 木造 ☐ RC造 ☐ S造 ☐ その他（ ） ☐ その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名： 講習実施機関の名称 （ ☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ その他（ ）		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	☐ 書面 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ その他（ ）		
分析を行った箇所			
分析をした者の氏名及び所属機関や法人名		氏名： 所属機関や法人名：	
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	☐ 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） ☐ 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
査⑭の事掲前示調	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否		☐ 要 ☐ 不要	

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

発注者へ説明の署名欄	下請業者へ説明の署名欄
元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名） 年 月 日	元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑰下請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名） 年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑱元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名） 年 月 日	下請業者へこの書面の説明を行いました。 ⑲元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名） 年 月 日

※ 該当がない項目については空欄とする。

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (, m ²) 2 石綿を含有する保温材 (, m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (, m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (, m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (, m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (, m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の揭示 設置予定年月日 設置場所	年 月 日 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

石綿事前調査結果一覧表

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	①目視 ②設計図書等（④を除く。） ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日				
吹付け材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
保温材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
煙突断熱材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。）	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
仕上塗材	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
スレート波板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
スレートボード	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
押出成形セメント板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
パルプセメント板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
ビニル床タイル	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
窯業系サイディング	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
石膏ボード	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐
その他の材料	☐	☐	☐	① ☐	② ☐	③ ☐	④ ☐	⑤ ☐

- 備考
- 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建築工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
 - 2 講習実施機関の名称の欄には、書類による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規定に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
 - 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
 - 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
 - 5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
 - 6 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

広島市は、世界共通目標の SDGs と同じ社会を目指しています！



広島市が従来から目指す「平和」（戦争がないというだけでなく、良好な環境の下に人類が共存し、一人一人の尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態）の実現と SDGs（持続可能な開発目標）が目指す「誰一人取り残さない」社会の実現は方向性が一致しています。

SDGs とは、2015 年 9 月に国連サミットで採択された 2030 年までに達成を目指す世界共通の目標です。将来の世代が安心して暮らすことのできる持続可能な世界を目指して、国や自治体だけでなく、皆さん一人一人が取り組んでいく必要があります。

この施策は、SDGs のゴール 3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」及びゴール 12「つくる責任つかう責任」の達成に資するものです。

